

目黒区一般廃棄物処理基本計画改定素案について

1 計画改定の背景

「目黒区一般廃棄物処理基本計画」は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条に基づき、区市町村が、一般廃棄物の適正な処理を進めるための基本方針を明らかにするものである。

現行計画は、平成19年度から28年度までを計画期間としている。

この間、国においては、平成25年5月閣議決定の「第三次循環型社会形成推進基本計画」の中で、リサイクルより優先すべき2R「リデュース（発生抑制）・リユース（再使用）」の取り組みや有用金属の回収・有害物質の適正処理、災害時の廃棄物処理システムの強化など「質にも着目した循環型社会の形成」の方向性が示されている。

このような状況の中、社会情勢や区民ニーズの変化、関係法令等の改正及び目黒区廃棄物減量等推進審議会からの答申を踏まえ、目黒区一般廃棄物処理基本計画改定素案を取りまとめた。

2 計画改定の経緯

現行の一般廃棄物処理基本計画（19年3月改定）について、重点施策等の一定程度の達成や社会情勢の変化等を踏まえ、現行計画への評価と計画改定に向けた目黒区の清掃・リサイクル事業のあるべき姿について、廃棄物減量等推進審議会に諮問し、本年6月3日に答申を受領した。

○平成26年7月16日 廃棄物減量等推進審議会へ諮問

「一般廃棄物処理基本計画改定について」

○平成27年6月 3日 廃棄物減量等推進審議会から答申

「2100年を視野に入れた快適で誇りのもてる循環型のまち～めぐろへの提言～」

【計画改定に向けた9つの提言】

- ① 地域特性を踏まえた取組
- ② ごみ減量とリサイクルの取組
- ③ 事業系ごみ適正処理対策への取組
- ④ めぐろ買い物ルール」の発展的な取組
- ⑤ 全ての世代への環境学習・普及啓発の取組
- ⑥ 23区清掃事業の仕組みと役割
- ⑦ 家庭ごみの有料化に向けた取組
- ⑧ 水銀ごみの適正処理に向けた取組
- ⑨ 災害ごみについて

3 主な内容（別紙1・2参照）

（1）計画期間

平成28年度から37年度までの10年間とし、必要に応じておおむね5年ごとに見直しを行う。

（2）基本理念

「快適で誇りのもてる循環型のまち」の実現に向けた施策を推進する。

(3) 基本方針と施策の概要 ※●は重点施策

ア 基本方針①：ごみをつくり出さない工夫や啓発を積極的行います

施策体系①：区民・事業者との連携推進

すでに広く普及・浸透してきているリサイクルに加え、より優先順位の高いごみの「リデュース（発生抑制）」及び「リユース（再使用）」に重きを置いた施策展開を行う。

特に、区民や事業者の自主的な取り組みを促すため、情報や意識の共有化を図るPR施策や、さらに環境学習等の取組を展開していく。

- 「めぐろ買い物ルール」の推進
- PR・普及啓発の推進と環境学習の機会の創出
- 地域団体等との連携推進
- 事業者との連携推進

イ 基本方針②：資源を徹底的に有効利用します

施策体系②：2R（発生抑制・再使用）によるごみ減量と資源化（再生利用）の推進

「リデュース（発生抑制）」や「リユース（再使用）」を強力に推進するとともに、「リサイクル（再生利用）」についても新たな資源化に向けた施策を拡充していく。

施策の実施にあたっては、必要となるコストに配慮するとともに、より多くの区民や事業者が参加・利用できるように利便性にも配慮する。

- 2R（発生抑制・再使用）によるごみ減量の推進
- 新たな資源回収のあり方の検討
- 地域活動団体との協働

ウ 基本方針③：ごみを安全かつ適正に収集・運搬します

施策体系③：安全・安心・安定的な収集・運搬体制の整備

区が行う一般廃棄物の収集・運搬に関して、安全で安定的な運用を継続的に実施していく。また、高齢化の進展や共働き世帯の増加などの状況を踏まえた集積所のあり方などについて検討する。

- 高齢者などへの訪問収集の充実
- ごみ集積所のあり方と戸別収集の検討
- 廃棄物処理コストの最適化に向けた検討
- 事業所に対する適正排出への指導の推進
- 優良事業所や集積所に対する表彰などの検討
- 不法投棄対策の実施
- 災害ごみへの対応
- 収集・運搬における低公害車の導入推進

- エ 基本方針④：ごみを安全かつ適正に処理します
 施策体系④：23区清掃事業の連携推進

特別区の廃棄物処理は、23区が収集・運搬を担い、清掃一組が中間処理（清掃工場の運営管理）を行い、最終処分を東京都に委託している。

このような役割分担を踏まえた上で、資源とごみの処理について、常に安全・安心・安定的な体制を維持・推進できるように、関係所管と協力・連携した施策展開を図っていく。

- 適正処理困難物に関する処理情報の提供
- 事業系ごみの資源化推進
- 目黒清掃工場建替えに伴う対応

(4) 計画目標

<目標設定の考え方>

「1人1日当たりごみ量」については、前計画で未達であった「17年度比ごみ減量35%」の水準を本指標で達成するため、451g（減量率：26年度比17.8%、17年度比35%）を目標とする。これによりごみ量全体で対26年度10,053トンの減量が見込まれる。

また、リサイクル率の向上に向けて、平成37年度に平成26年度と同水準の資源化量を維持するため、ごみ減量全体の約2割の資源化に取り組むこととして、「リサイクル率」の目標を31.7%とする。

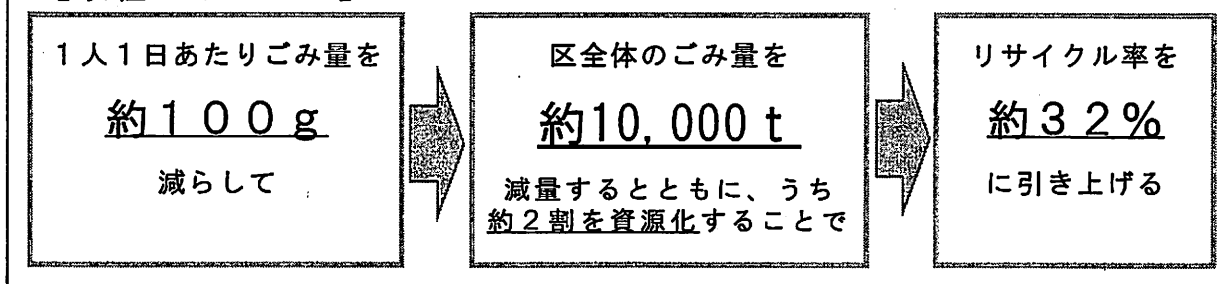
指標	目標	算出方法	取組イメージ
1人1日当たりごみ量	451g (対26年度98g(17.8%)減量)	$\frac{\text{区収集ごみ量}}{\text{人口} \times \text{年間日数}}$	約100gの減量
リサイクル率	31.7% (対26年度4.2ポイント増)	$\frac{\text{資源化量} \times 100}{\text{区収集ごみ量} + \text{資源化量}}$	リサイクル率を約32%に引き上げ

※資源化量には集団回収分を含む

参考指標

指標	参考	算出方法	取組イメージ
ごみ減量率	18.6% (対26年度10,053t減量)	区収集ごみ量	約10,000tの減量

【取組のイメージ】



4 パブリックコメント等の実施

- (1) 広報 めぐろ区報(10月25日号)、ホームページ等により公表・周知
(2) 募集期間 郵送・メール等により10月25日から11月30日まで受付
(3) 区民説明会 ア 開催日 平成27年10月31日(土)午後2時~4時
 イ 会場 目黒区総合庁舎2階 大会議室

5 今後の予定

- 平成27年10月31日 区民説明会実施
平成28年 1月20日 廃棄物減量等推進審議会
 2月18日 廃棄物減量等推進審議会
 2月 区議会へ改定案の報告
 3月 計画改定、公表

以 上